

令和5年8月24日提出

令和5年9月市議会定例会 議案参考資料

木 更 津 市

令和5年9月市議会定例会議案参考資料目録

議案番号	件名	頁
議案第70号	手数料条例の新旧対照表	1
議案第76号	木更津市教育委員会委員の履歴事項	2
議案第77号	木更津市公平委員会委員の履歴事項	4
議案第78号	木更津市固定資産評価審査委員会委員の履歴事項	5
議案第79号	人権擁護委員候補者の履歴事項	6
議案第80号	人権擁護委員候補者の履歴事項	8
議案第81号	人権擁護委員候補者の履歴事項	9
議案第82号	附属機関設置条例の新旧対照表	10
議案第83号	木更津市印鑑条例の新旧対照表	12
議案第84号	木更津市火災予防条例の新旧対照表	13

新旧対照表

○議案第70号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号			手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号		
別表第2（第2条）			別表第2（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。次項において「旧法」という。）第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	略	略	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	略	略
旧法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	略	略	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	略	略
略			略		

議案第76号 (木更津市教育委員会委員の任命)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□□□□□

氏 名 中 島 緑

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 4	1 2	1 2	
5	4	4	

議案第77号 (木更津市公平委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□□□□□

氏 名 露 崎 和 夫

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 元	2	2	
2	2	2	
3	2	2	
4	4	4	
5	1	1	

議案第78号 (木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□□□□□□□

氏 名 渡 邊 秀 孝

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

議案第79号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 関 口 明

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 元	1 2	1 2	人権相談 2 日・4 件
2	0	0	人権相談 0 日・0 件
3	9	9	人権相談 1 日・3 件
4	1 2	1 2	人権相談 2 日・2 件
5	4	4	人権相談 3 日・6 件

議案第80号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□□□□□□□

氏 名 吉 田 和 義

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

議案第 8 1 号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□□□□□

氏 名 石 井 溪

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

新旧対照表

○議案第82号 附属機関設置条例の一部を改正する条例

新						旧					
附属機関設置条例						附属機関設置条例					
昭和34年9月28日 条例第28号						昭和34年9月28日 条例第28号					
別表（第3条）						別表（第3条）					
附属機関						附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略						略					
木更津市商工業振興計画推進委員会	木更津市商工業振興計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募 4 その他商業の推進のため必要と認められる者 5 その他工業の推進のため必要と認められる者 6 関係行政機関の職員	12人以内	2年	木更津市商工業振興計画推進委員会	木更津市商工業振興計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募 4 その他商業の推進のため必要と認められる者 5 その他工業の推進のため必要と認められる者 6 関係行政機関の職員	12人以内	2年
木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業者選定委員会	木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業者を選定するため	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係行政機関の職員	7人以内	2年						

調査、審議すること。	職員 3 市の職員			
------------	--------------	--	--	--

新旧対照表

○議案第83号 木更津市印鑑条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市印鑑条例</p> <p>昭和47年9月28日 条例第32号</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、市長は、印鑑登録者が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード</u>を用いた印鑑登録証明書の交付の申請をしたときは、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により、当該申請が適正であることを確認し、当該印鑑登録者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>木更津市印鑑条例</p> <p>昭和47年9月28日 条例第32号</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、市長は、印鑑登録者が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項に規定する<u>利用者証明用電子証明書</u>を記録した個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付の申請をしたときは、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により、当該申請が適正であることを確認し、当該印鑑登録者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第84号 木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市火災予防条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年6月25日 条例第24号</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第</u></p>	<p>木更津市火災予防条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年6月25日 条例第24号</p> <p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄</u></p>

2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) 略

別表第3 (第3条第1項第1号ア、第18条第1項第1号ア)

種類		離隔距離 (cm)									
		入力	上方	側方	前方	後方	備考				
略											
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型	14kW以下	100	15 注	15	15	注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示

電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) 略

別表第3 (第3条第1項第1号ア、第18条第1項第1号ア)

種類		離隔距離 (cm)									
		入力	上方	側方	前方	後方	備考				
略											
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型	14kW以下	100	15 注	15	15	注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示

			んろ、 キャビ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ								
			据置型 レンジ	21k W以 下	100	15 注	15	15 注			
不燃	開放式	組込型 こんろ ・グリ ル付こ んろ・ グリド ル付こ んろ、 キャビ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	14k W以 下	80	0	—	0				
		据置型 レンジ	21k W以 下	80	0	—	0				

す。

			んろ、 キャビ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ								
			据置型 レンジ	21k W以 下	100	15 注	15	15 注			
不燃	開放式	組込型 こんろ ・グリ ル付こ んろ・ グリド ル付こ んろ、 キャビ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	14k W以 下	80	0	—	0				
		据置型 レンジ	21k W以 下	80	0	—	0				

す。

固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

略

備考

1～3 略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略

備考

1～3 略